

保苅 浩 市政報告

2020.7.19 VOL.6



令和2年5月臨時会、 6月議会定例会の概要

6月の定例会、5月の臨時会で採決された補正予算の主な内容は、新型コロナウイルス感染症に関する対策です。

国からの臨時交付金は一次補正分を合わせると78.5億円。これに市の貯金も取崩し、多岐にわたる対策事業が展開されます。詳細は市報に委ねますが、概要を列記します。

感染防止対策として福祉、保健・医療、教育などの各分野において感染防止機材の導入や感染防止策に取組みます。少人数学級編成に伴う教員の増員や、GIGAスクール構想加速事業も組まれています。

市民生活の回復策として、福祉面では低所得のひとり親世帯への臨時給付、住居確保給付ほか多くの支援事業や、新潟シティマラソン代替イベントも予定されました。

地域経済の再興策として、商工業、農業、建設、交通、観光、文化など各分野で積極的な予算をつけ、経済の回復に向けた後押しをする事業内容となっています。花の消費拡大策も大きな反響でしたが、今後は、農水産物直送支援事業で、旬を迎える茶豆や果樹等の宅配便料金の補助で消費を促します。

活動報告

文教経済常任委員会 及び
農業活性化調査特別委員会 に所属

全農にいがた たまねぎ広域集出荷施設を視察

R2.6.29

農業活性化調査特別委員会

稻作と作業が競合せず、需要が安定しているたまねぎ。全農にいがたでは、県や新潟市も推奨している新たな産地づくりにたまねぎの生産拡大の後押しをするため、国の産地パワーアップ事業、県や新潟市、田上町の支援を受け広域集出荷施設を設置しました。

収穫したたまねぎの乾燥・調整・選別を行う施設で40~50t／日の能力を持ち、この施設から県内外の市場や加工業務向けに直接販売することで生産者の手取りを確保します。

生産の目標は5t／反で30万円以上の販売額を目指しますが、新たに挑戦した生産者の話では、今年は2t程度という事で今後は栽培技術を含めたパワーアップ対策も検討材料となっています。

稻作プラス園芸という方針を行政もJAも以前から打ち出しているものの、園芸については新たな作物導入へのハードルと販路確保というハードルがあり、なかなか大きな前進が見られていません。

生産から販売まで官民が一体となって行うこのような支援は、「新たな産地づくり」には不可欠で、多くの生産者を呼び込む材料となればと願っています。



今年の予定処理量は250t。施設の設計は2,000tで今後の生産拡大に向け、各地域の生産拡大への取組みを強化する方針。



全農が掲げるたまねぎの収穫量目標は5t／反。農家によって収量差が大きく、2t~5tだそうです。単価次第ですが、稻作より手取りは多くなると太鼓判でした。



議会報告

令和2年6月定例会の一般質問について、抜粋ですが要旨を報告します。

感染防止対策で演台にはシールドが設置されました

新潟市経済社会再興本部サポートチームについて

質問

国や業界のガイドラインは取り組みづらいとの意見、事業再開にあたり不安と責任があるとの懸念を、行政もサポートチームを通じて一緒に考え、払拭していきたい。業界団体のガイドラインやマニュアルの状況を把握し、他の参考となる事例を紹介しながら、不安を軽減し、止まっている経済の歯車が動き出すよう後押ししたい。

コロナ対応の業界ガイドラインはその取り組みを実践するにはハードルが高いものがあり、もう少し何とかならないものか、各業界が積極的に利用して経済社会の再興に向かっていただきたい、との思いからサポートチームが目指す効果などの質問です。

市営住宅の民間活用について

質問

令和2年3月改定の新潟市営住宅長寿命化計画において、計画最終年である令和11年度時点で維持管理する戸数が将来的に必要とする戸数をおおむね満たしていることから、計画に基づき必要な戸数を確保していく。

民間住宅借上げ方式については、戸数が必要な個数を満たしていること、民間住宅の長期借上げは費用負担が大きくなることから引き続き既存ストックの有効活用を基本と考える。

公営住宅の偏在解消、空室率が高い民間住宅の問題解消、民業圧迫とならない市営住宅の運営を目指し、長寿命化工事を行いながら維持管理するものと、民間住宅の利用との両立で、その需要に応えていくべきだという質問です。

民間住宅の利用はそこから生じる固定資産税や所得税が期待できます。また廃止した市営住宅跡地の売却で生じる地代、それを取得した先から生じる固定資産税なども考えると、長期借上げが自前で建築するより費用が大きくなるという試算は疑問との考え方です。

農業振興地域整備計画の見直しについて

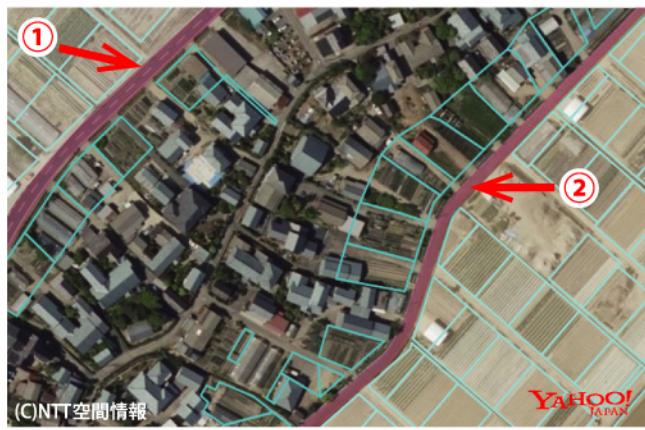
質問

今年度から3年計画で、これまでの旧市町村単位の15計画を区単位の8計画に再編し、各種の農業政策を総合的かつ計画的に推進していくため、農用地区域と非農用地区域の境界を明確にしていく。農振法は優良農地を確保するという計画となるが、議員指摘の集団性を失った農用地の活用も要望を受けているところで、そのようなエリアの除外については都市計画を含め地域の将来の土地利用を計画的に検討・調整していくことが地域の活性化に重要であると考える。

農用地区域に指定されている農地であっても、道路で分断され集団性を失ったものや、用排水機能が失われた農地、集落に隣接する農地など、地元が要望する部分は、エリアという考え方で農用地区域からの除外を検討すべきという趣旨の質問です。

詳細は裏面をご参照ください。

農業振興地域整備計画の見直しについて



※地図は全国農地ナビ(全国農業委員会ネットワーク機構・一社 全国農業会議所)より引用

左の地図の中央部分の集落は、赤矢印の2本の道路に囲まれています。道路の内側(集落内)にも農地(青い囲み)が散在しています。

- ①の道路内側の農地は農業振興地域内・農用地区域外(白地農地)、
②の道路内側の農地は農業振興地域内・農用地区域(青地農地)。

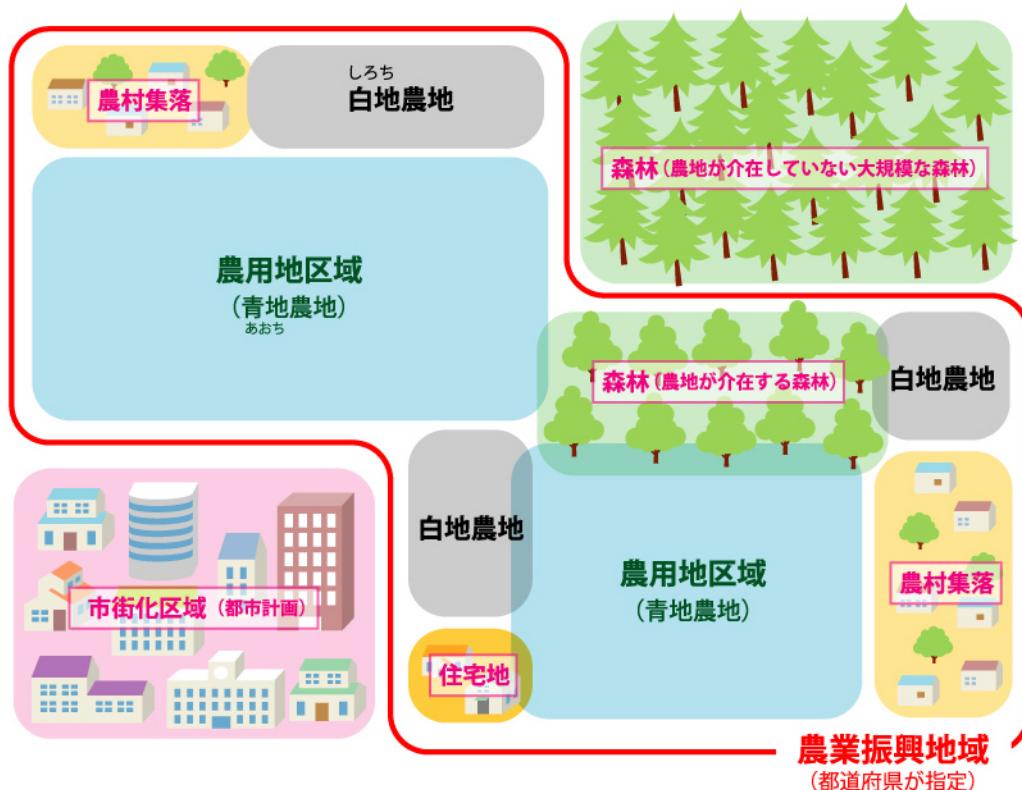
道路で分断された集落沿いの農地は一律に①の内側同様に農用地区域外(白地農地)としてはどうかと考えます。

今年度から始まる農振計画見直しにおいて『将来の農地以外への活用も視野に入れたエリアという概念での見直し』という各地域からの要望を受け質問をいたしました。



新潟市は広域合併と政令指定都市への移行を受け、平成20年に都市計画区域の再編が行われました(都市計画基本方針)。その結果右図のように、計画的な市街化を図る市街化区域と、市街化を抑制すべき市街化調整区域とに線引きがなされました(都市計画法)。本市においては市街化区域以外は農業振興地域に関する法律(農振法)により、農業振興地域に指定されています(右図赤い枠)。この農業振興地域の中に市の農振整備計画で設定する農用地区域(青地/原則転用禁止。将来にわたり農地として維持)と農用地区域外(白地/集団農地等の第一種農地でなければ転用も可)があります。

農振地域内の農地であっても集団性を失ったもの、機能不全の農地などは白地農地に指定して、将来の地域活性化につなげるような農振整備計画にしていくべきではないかとの提案です。一般質問での答弁は、「農振整備計画は各区が具体化を計画し、その作業には地域の意見を十分取り入れる」との回答です。



農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要



本市では2019年度から3年間を集中改革期間として、収支均衡で基金に頼らない財政運営を堅持しながら、緊急時・災害時などの財政需要に対応できる強固な財政運営の基盤づくりに取り組み中ですが、未来を見据えた施策も提言して行きます。また、寄せられる皆様の声を届けるとともに、市の取り組みも本紙等にて分かりやすく報告していきます。

発行／新潟市議会議員 保苅 浩

〒950-1123 新潟市西区黒鳥4972

TEL.025-377-3511 FAX.025-377-6886
Mail h-hokari@info-niigata.or.jp

この広報紙は、新潟市議会政務活動費で発行されています。